

—監督実施事業場の6割以上に法違反が認められる— 平成 21 年の定期監督等の概要(速報)

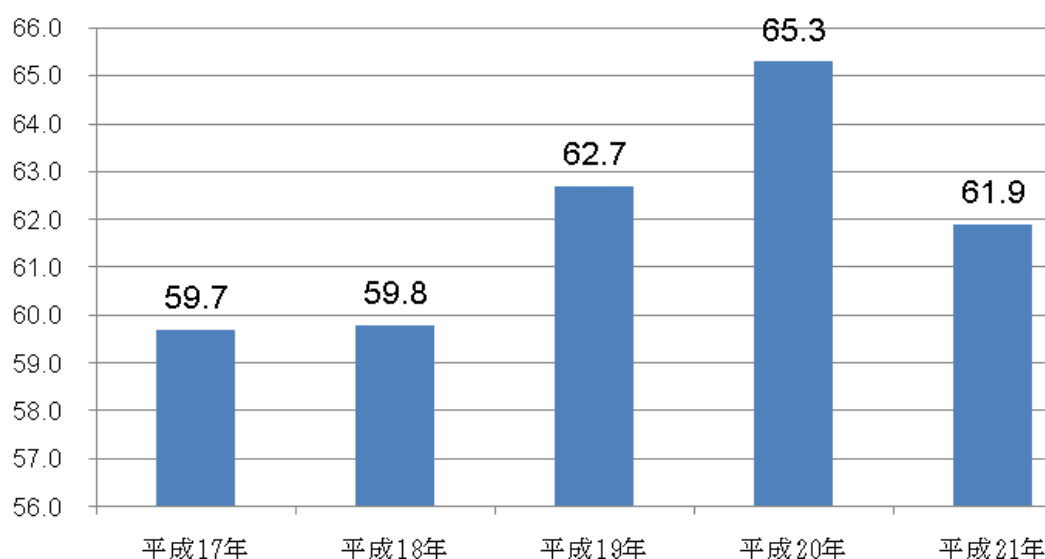
神奈川県労働局管下 12 労働基準監督署が平成 21 年に実施した定期監督等の件数は、4,949 件で、このうち法令違反が認められ、改善を指導した事業場は 61.9% (前年比 3.4 ポイント減) に達した。

法令違反の主な内容は、

- ① 法定労働時間を超えて労働させていたもの (1,136 件 違反率 23.0%)
 - ② 割増賃金を支払っていないもの (733 件 違反率 14.8%)
 - ③ 機械設備に関する安全基準を満たしていないもの (671 件 違反率 13.6%)
- などであった。

神奈川県労働局においては、今後とも、厳しい経済情勢下での法定労働条件の確保、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害の防止、年 6 千件を超える休業災害の未然防止に向け積極的に監督指導を実施するとともに、重大・悪質な事案については、送検手続をとるなど厳正に対処することとしている。

グラフ 1 違反率の推移



1 定期監督等(注)の実施状況

(1) 法違反事業場は監督実施事業場の6割以上

平成21年の定期監督等の実施件数は、4,949件(前年比898件減)で、法違反が認められ、改善を指導した事業場の割合は61.9%(前年比3.4ポイント減)であった。また、業種別で違反率が高いのは、運輸交通業(77.0%)、商業(74.1%)、接客娯楽業(71.3%)であった。(表1、グラフ1、2)

(2) 商業、接客娯楽業、その他の事業に対する指導を強化

定期監督等の実施事業場の業種別の件数は、①建設業1,577件(全業種に対する割合31.9%・前年比4.2ポイント減)、②製造業990件(同20.0%・同1.8ポイント減)、③商業632件(同12.8%・同0.3ポイント増)、④その他の事業489件(同9.9%・同2.4ポイント増)、⑤接客娯楽業265件(同5.4%・同0.9ポイント増)であった。(表1)

(3) 労働基準法の主要な違反は労働時間、就業規則、割増賃金

労働基準法の主要な法違反の内容は次のとおり。(表2)

ア 労働時間・割増賃金関係

① 労働基準法第32条(労働時間)に係る違反

1,136件(違反率23.0%・前年比3.0ポイント減)

【違反事例】

時間外労働協定を締結・届出していないのに、法定労働時間を超えて労働させているもの。また、協定の締結・届出はあるものの、その協定で定めた時間を超えて労働させているもの。

② 同法第37条(割増賃金)に係る違反

733件(違反率14.8%・前年比0.3ポイント減)

【違反事例】

時間外労働、深夜労働を行わせているのに、法定割増賃金(通常の賃金の2割5分以上)を支払っていないもの。

イ 労働条件明示関係

① 労働基準法第15条(労働条件の明示)に係る違反

412件(違反率8.3%・前年比0.9ポイント減)

【違反事例】

労働者を雇い入れる際に、賃金額や支払方法等法定事項について書面を交付していないもの。また、交付しているが、法定項目が不足しているもの。

② 同法第89条(就業規則の作成等)に係る違反

720件(違反率14.5%・前年比1.3ポイント減)

【違反事例】

10名以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成・届出していないもの。

(4) 労働安全衛生法の主要な違反は安全衛生管理体制、安全基準

労働安全衛生法の主要な法違反の内容は次のとおり。(表2)

ア 労働安全衛生法第10～12、14、15、17～19条(安全衛生管理体制)に係る違反

742 件（違反率 15.0%・前年比 2.6 ポイント減）

【違反事例】

50 人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者（衛生管理者等）を選任していないもの。

イ 同法第 20～25 条（機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準）に係る違反

671 件（違反率 13.6%・前年比 1.6 ポイント減）

【違反事例】

高さが 2 メートル以上の場所で、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置することなく、作業を行わせていたもの。

注： 定期監督等とは、過去の監督指導結果、各種の情報、労働災害報告等を契機として、労働基準監督官が実施する事業場に対する立入検査のこと。定期監督等は、法定労働条件の確保上の問題があると考えられる事業場に対し実施している。（労働者からの申し立てに基づく監督等については、別途発表している「平成 21 年の申告事案の概要」による。）

2 今後の指導方針

今後とも、神奈川労働局及び管下労働基準監督署においては、厳しい経済情勢下での法定労働条件の確保、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害の防止、今なお約 6 千人に及ぶ死傷者が発生している労働災害の防止など労働者が健康で安全・納得して働くことができる職場環境の実現を目指し、積極的に監督指導等を実施するとともに、重大・悪質な事案については、送検手続をとるなど厳正に対処することとしている。

表1 定期監督等の推移

	平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年	
	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率
製造業	1,454	69.7	1,595	68.2	1,726	69.7	1,273	70.2	990	68.9
鉱業	7	71.4	3	66.7	2	50.0	2	50.0	2	50.0
建設業	2,935	47.0	3,168	46.5	2,483	50.2	2,108	52.9	1,577	48.1
運輸交通業	344	72.4	312	78.2	279	74.2	316	75.0	252	77.0
貨物取扱業	177	61.6	161	57.1	122	63.9	144	55.6	115	56.5
農林業	4	75.0	5	80.0	4	25.0	7	42.9	4	50.0
畜産・水産業	4	100.0	0	0.0	6	33.3	3	100.0	3	66.7
商業	675	74.7	680	72.8	688	73.8	728	78.2	632	74.1
金融・広告業	96	53.1	90	55.6	63	55.6	53	67.9	66	65.2
映画・演劇業	9	77.8	15	66.7	3	66.7	1	100.0	3	100.0
通信業	29	44.8	8	62.5	14	35.7	9	66.7	13	38.5
教育・研究業	138	55.8	134	72.4	124	59.7	165	64.8	167	58.7
保健衛生業	219	75.8	191	84.8	306	79.1	218	78.9	218	78.4
接客娯楽業	219	75.3	239	78.7	293	75.4	261	75.9	265	71.3
清掃・と殺業	149	71.8	162	68.5	133	66.9	117	70.1	151	72.2
官公署	2	50.0	1	100.0	2	50.0	1	100.0	2	0.0
その他の事業	395	60.8	501	63.7	498	62.7	441	71.2	489	55.6
合計	6,856	59.7	7,265	59.8	6,746	62.7	5,847	65.3	4,949	61.9

グラフ2 違反率の推移

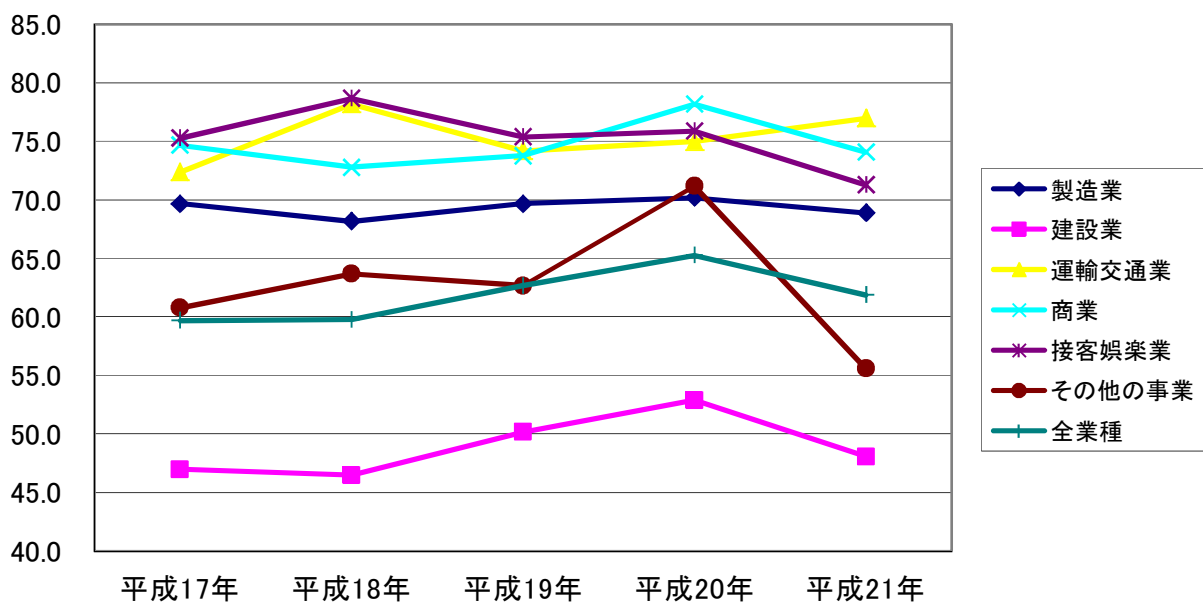


表2 定期監督等において指摘した主要な法違反

労働基準法

	15条	24条	32条	35条	37条	89条	108条
	労働条件 明示	賃金支払	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳
平成17年	330	90	1,465	100	866	799	242
平成18年	481	89	1,613	85	893	875	279
平成19年	535	116	1,807	88	1,059	886	274
平成20年	538	125	1,521	69	881	921	255
平成21年	412	104	1,136	52	733	720	227

労働安全衛生法

	10～19条 (14条を除く)	14条	20～25条	20～25条	30・31条	45条	59・60条	61条	65条	66条
	安全衛生管 理体制	作業主任者	安全基準	衛生基準	特定元方事 業者・注文者	定期自主 検査	安全衛生 教育	就業制限	作業環境 測定	健康診断
平成17年	935	232	1,057	168	322	244	81	103	92	520
平成18年	955	253	1,084	221	316	282	90	106	97	645
平成19年	914	237	975	195	256	242	89	95	82	635
平成20年	826	203	891	154	235	216	83	77	77	572
平成21年	627	115	671	105	155	167	45	61	52	419